

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃配1-1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
				中勢森林組合 代表理事組合長 森 秀美		津市白山町南家城915番地の1								
				津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号								
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林														
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期)	経営管理実施権に基づ いて行われる経営管理 の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙に支払われ るべき金銭が ある場合にお ける当該金銭 の額の算定方 法	備考
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字川向	3197-1	4069-Ⅰ-14	山林	10.29	スギ	53	令和4年 3月16日 (公告月日)	令和9年12月 31日まで	丙が提示した企画提案 書に基づいて、森林整備 を行うものとする。 丙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限り で気象害等の確認を行 う。 間伐は森林の現況や林 地の状態を把握した上で 山腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理実施権配分計画に添付され た利益の見積額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利用間 伐及び販売の経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実施権配分計 画に添付された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	丙から乙に対し て、金銭の支払 いは行わない。	経営管理 実施権の 設定区域 は別添図 面のとお り。
2	津市芸濃町河内	字川向	3197-2	4069-Ⅰ-14	山林									
3	津市芸濃町河内	字川向	3197-3	4069-Ⅰ-14	山林									
4	津市芸濃町河内	字川向	3197-4	4069-Ⅰ-14	山林									
5	津市芸濃町河内	字川向	3197-5	4069-Ⅰ-14	山林									
6	津市芸濃町河内	字川向	3197-9	4069-Ⅰ-14	山林									
7	津市芸濃町河内	字川向	3172	4069-Ⅰ-14	山林									
8	津市芸濃町河内	字川向	3176	4069-Ⅰ-14	山林									
9	津市芸濃町河内	字川向	3177	4069-Ⅰ-14	山林									
10	津市芸濃町河内	字川向	3182-1	4069-Ⅰ-14	山林									
11	津市芸濃町河内	字川向	3182-3	4069-Ⅰ-14	山林									
12	津市芸濃町河内	字川向	3183	4069-Ⅰ-14	山林									
13	津市芸濃町河内	字川向	3184	4069-Ⅰ-14	山林									
14	津市芸濃町河内	字川向	3185-1	4069-Ⅰ-14	山林									
15	津市芸濃町河内	字川向	3186-1	4069-Ⅰ-14	山林									

[illegible]

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林									丙が経営管理実施権の設定を受ける森林の所有者(甲)		丙が甲に金 銭を支払う べき時期、 相手方及び 方法	丙が乙に金 銭を支払う べき時期	備考			
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称						
	大字	字	地番													
1	津市芸濃町河内	字川向	3197-1	4069-Ⅰ-14	山林	10.29	スギ	53			<時期> 間伐後、 木材の販売 収入額が確 定後速やか に行うもの とする。 <相手方及 び方法> 甲の指定 する口座に 支払うもの とする。	丙から乙 に対して、 金銭の支払 いは行わな い。	芸濃1-14			
2	津市芸濃町河内	字川向	3197-2	4069-Ⅰ-14	山林											
3	津市芸濃町河内	字川向	3197-3	4069-Ⅰ-14	山林											
4	津市芸濃町河内	字川向	3197-4	4069-Ⅰ-14	山林											
5	津市芸濃町河内	字川向	3197-5	4069-Ⅰ-14	山林											
6	津市芸濃町河内	字川向	3197-9	4069-Ⅰ-14	山林											
7	津市芸濃町河内	字川向	3172	4069-Ⅰ-14	山林											芸濃1-15
8	津市芸濃町河内	字川向	3176	4069-Ⅰ-14	山林											
9	津市芸濃町河内	字川向	3177	4069-Ⅰ-14	山林											
10	津市芸濃町河内	字川向	3182-1	4069-Ⅰ-14	山林											
11	津市芸濃町河内	字川向	3182-3	4069-Ⅰ-14	山林											
12	津市芸濃町河内	字川向	3183	4069-Ⅰ-14	山林											
13	津市芸濃町河内	字川向	3184	4069-Ⅰ-14	山林											
14	津市芸濃町河内	字川向	3185-1	4069-Ⅰ-14	山林											
15	津市芸濃町河内	字川向	3186-1	4069-Ⅰ-14	山林											

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林									丙が経営管理実施権の設定を受ける森林の所有者(甲)		丙が甲に金 銭を支払う べき時期、 相手方及び 方法	丙が乙に金 銭を支払う べき時期	備考
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
	大字	字	地番										
16	津市芸濃町河内	字川向	3189	4069-エ-14	山林	前 ペー ジに 同じ	前 ペー ジに 同じ	前 ペー ジに 同じ			前ページに 同じ	前ページに 同じ	芸濃1-15
17	津市芸濃町河内	字川向	3192	4069-エ-14	山林								
18	津市芸濃町河内	字川向	3193-1	4069-エ-14	山林								
19	津市芸濃町河内	字川向	3194-1	4069-エ-14	山林								
20	津市芸濃町河内	字川向	3195-1	4069-エ-14	山林								
21	津市芸濃町河内	字川向	3196	4069-エ-6	山林								
22	津市芸濃町河内	字川向	3198	4069-エ-6	山林								
23	津市芸濃町河内	字川向	3199	4069-エ-6	山林								
24	津市芸濃町河内	字川向	3200	4069-エ-6	山林								
25	津市芸濃町河内	字川向	3201	4069-エ-6	山林								
26	津市芸濃町河内	字川向	3202	4069-エ-6	山林								
27	津市芸濃町河内	字川向	3203-1	4069-エ-6	山林								
28	津市芸濃町河内	字川向	3204-1	4069-エ-6	山林								
29	津市芸濃町河内	字川向	3203-2	4069-エ-6	山林								
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者(丙) 権利を設定する市町村(乙) 住 所 氏 名 津市白山町南家城915番地の1 中勢森林組合 代表理事組合長 森 秀美 住 所 氏 名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸													

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 経営管理実施権の存続期間(終期)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

①丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

②甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるように努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

①乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

②乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合

③乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を消すことができる。

④丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭を除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

津市長 前葉 泰幸 様

令和 4 年 1月 19 日

所在地：津市白山町南家城915-1
商号(名称)：中勢森林組合
代表者氏名：代表理事組合長 森 秀美



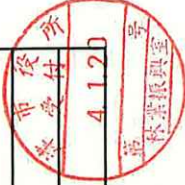
企画提案書の提出について

下記森林について、経営管理実施権の設定を希望するため、企画提案いたします。

記

1 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢	備考
津市笠縫町河内字川向3197-1	4069-エ-14	山林	10.29	スギ	53	
津市笠縫町河内字川向3197-2	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3197-3	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3197-4	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3197-5	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3197-9	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3172	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3176	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3177	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3182-1	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3182-3	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3183	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3184	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3185-1	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3186-1	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3189	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3192	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3193-1	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3194-1	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3195-1	//	//		//	//	
津市笠縫町河内字川向3196	4069-エ-6	//		//	//	



津市芸濃町河内字川向3198	〃	〃	〃	〃
津市芸濃町河内字川向3199	〃	〃	〃	〃
津市芸濃町河内字川向3200	〃	〃	〃	〃
津市芸濃町河内字川向3201	〃	〃	〃	〃
津市芸濃町河内字川向3202	〃	〃	〃	〃
津市芸濃町河内字川向3203-1	〃	〃	〃	〃
津市芸濃町河内字川向3204-1	〃	〃	〃	〃
津市芸濃町河内字川向3203-2	〃	〃	〃	〃

2 希望する経営管理実施権の存続期間

令和9年12月まで

3 実施する経営管理の内容

- ・作業道指針に基づいた森林作業道を開設して車両系による利用間伐（定性）を行う。
- ・収益性の低い林分及び急傾斜地については、保育の間伐を実施する。

想定間伐率35 % 面 積（搬出）5.00 ha平均胸高搬出22 cm
（保育）5.28 ha直径保育12 cm

施業内容定性間伐10.29 ha

林齢53 年生 間伐本数（搬出）1,437 本 想定 杉 628 m³
（保育）4,700 本

作業道幅 員3.0 ～ 3.5 m

開設延長1200 m

4 提案内容

別紙のとおり

提案内容

記載事項	配点	記載内容
森林所有者に支払う金額	25	118,000円
木材販売収益の安定・向上	10	木材販売として、A・B材に仕分けて市場へ出荷するものと大型合板工場や製材所へ直送を行い、販売価格の安定に努める。
森林経営計画の作成予定の有無	10	令和4年度作成予定（追加作成）
経営管理の着 実な実施	実施体制	これまでの実績・経験を踏まえ作業計画やスケジュール管理を事務職員で行い、直営の林産作業班にて施業を実施予定。
	実績	令和3年度 林産事業 22,031㎡ 売上218,806千円 間伐151ha・主伐15ha
地域への貢献度	15	津市白山町に本所を置き、地元職員を雇用し、津市内を中心に活動している。林業振興として、地元市場を中間土場として材の選別を行っている。バイオマス発電用材をチップ工場に供給している。
技術的な提案	20	労働安全対策としては、毎朝KY活動を実施している。作業道開設については、路面水を分散できるように排水路を設置し、路面洗堀を防ぐとともに維持管理の軽減に努める。チェンオイルについては、植物油性を100%使用して環境への配慮している。

